

議案第 175 号

渋川市徳富蘆花記念文学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市徳富蘆花記念文学館条例の一部を改正する条例

渋川市徳富蘆花記念文学館条例（平成 18 年渋川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「文学館」を「渋川市徳富蘆花記念文学館（以下「文学館」という。）」に改める。

第 2 条中「徳富蘆花記念文学館」を「渋川市徳富蘆花記念文学館」に改める。

第 3 条中「徳富蘆花記念文学館（以下「文学館」という。）」を「文学館」に改める。

第 8 条第 1 項中「文学館」の次に「及び駐車場」を、「者は」の次に「、駐車場の一時利用を除き」を加え、同条第 2 項中「文学館」の次に「又は駐車場」を加え、同条第 3 項各号列記以外の部分及び第 5 号中「文学館」を「施設等」に改める。

第 10 条中「文学館」を「施設等」に改める。

第 11 条第 1 項第 6 号中「文学館」を「施設等」に改め、同条第 2 項中「市」を「教育委員会」に改める。

第 13 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項を同条とする。

第 15 条第 1 号中「文学館」の次に「又は駐車場」を加え、同条第 2 号中「文学館の」を削り、同条に次の 1 号を加える。

（3） 教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考 未就学児の観覧は、無料とする。

別表第 2 を削る。

別表第3中「※注 定期利用車両は、15台までとする。」及び「※注 1台につき。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 定期利用できる車両の台数は、15台までとする。
- 2 定期利用による使用者が、月の途中において新たに使用を開始し、又は月の途中において使用を終了し、若しくは中止する場合であっても、その月の使用料は全額徴収するものとする。
- 3 一時利用において有料となる駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算するものとする。
- 4 この表において二輪車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の規定により区分される大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 5 この表において普通車・軽四輪とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市徳富蘆花記念文学館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 徳富蘆花に関する資料の収集、保管、展示等を行い、これらの資料に関する調査、研究をすすめるとともに、終焉の部屋を保存し、文化の薫り高い地域づくりに貢献するため、<u>渋川市徳富蘆花記念文学館</u>（以下「文学館」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>渋川市徳富蘆花記念文学館</u> 位置 渋川市伊香保町伊香保6 1 4 番地 8</p> <p>（業務） 第3条 <u>文学館</u>は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（4） （略）</p> <p>（利用の許可） 第8条 <u>文学館及び駐車場の施設及び附属施設</u>（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、<u>駐車場の一時利用を除き</u>、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、<u>文学館又は駐車場の管理上必要な条件を付すことができる。</u> 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設等</u>の利用を許可しない。 （1）～（4） （略） （5） その他<u>施設等</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>（特別の設備の制限） 第10条 利用者は、<u>施設等</u>を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可</p>	<p>（設置） 第1条 徳富蘆花に関する資料の収集、保管、展示等を行い、これらの資料に関する調査、研究をすすめるとともに、終焉の部屋を保存し、文化の薫り高い地域づくりに貢献するため、<u>文学館</u>を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>徳富蘆花記念文学館</u> 位置 渋川市伊香保町伊香保6 1 4 番地 8</p> <p>（業務） 第3条 <u>徳富蘆花記念文学館</u>（以下「文学館」という。）は、次に掲げる業務を行う。 （1）～（4） （略）</p> <p>（利用の許可） 第8条 <u>文学館</u>の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、<u>、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u>許可に係る事項を変更するときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、<u>文学館</u>の管理上必要な条件を付すことができる。 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>文学館</u>の利用を許可しない。 （1）～（4） （略） （5） その他<u>文学館</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>（特別の設備の制限） 第10条 利用者は、<u>文学館</u>を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可</p>

を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) その他施設等の管理上特に必要があるとき。

2 前項の措置により利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条

文学館駐車場を利用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 文学館又は駐車場の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、 施設等を利用することができないとき。

(3) 教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

別表第1 (第7条関係)

区分	観覧料 (1人につき)	
	個人	団体 (20人以上)
一般	350円	300円
小・中・高校生	200円	150円

備考 未就学児の観覧は、無料とする。

を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) その他文学館の管理上特に必要があるとき。

2 前項の措置により利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 文学館駐車場を利用する者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 文学館 の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、文学館の施設等を利用することができないとき。

別表第1 (第7条関係)

区分	観覧料 (1人につき)	
	個人	団体 (20人以上)
一般	350円	300円
小・中・高校生	200円	150円

別表第2 (第13条関係)

区分	利用料
----	-----

別表第2（第13条関係）

【定期利用】

区分	1台につき1月
普通車・軽四輪	5,000円

【一時利用】

区分	最初の2時間まで	最初の2時間を超えた1時間につき	泊留料 (午後3時から翌日午前10時まで)
二輪車	100円	100円	300円
普通車・軽四輪	300円	100円	800円
上記以外の車両	1,000円	200円	2,000円

備考

- 1 定期利用できる車両の台数は、15台までとする。
- 2 定期利用による使用者が、月の途中において新たに使用を開始し、又は月の途中において使用を終了し、若しくは中止する場合であっても、その月の使用料は全額徴収するものとする。
- 3 一時利用において有料となる駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算するものとする。
- 4 この表において二輪車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の規定により区分される大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 5 この表において普通車・軽四輪とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

研究図書費 | 1人1時間につき 100円

別表第3（第13条関係）

【定期利用】

区分	1台につき1月
普通車・軽四輪	5,000円

※注 定期利用車両は、15台までとする。

【一時利用】

区分	最初の2時間まで	最初の2時間を超えた1時間につき	泊留料 (午後3時から翌日午前10時まで)
二輪車	100円	100円	300円
普通車・軽四輪	300円	100円	800円
上記以外の車両	1,000円	200円	2,000円

※注 1台につき。